

令和8年度 富士市稼ぐ力起業支援金 公募要領

令和8年5月

富士市産業交流部産業支援課

(富士市地域産業支援センター (Beパレットふじ))

1 事業のご案内

(1) 趣旨

本事業は、富士市内において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした社会的事業を新たに起業する者、及びSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継または第二創業をする者に対して、起業等に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化及び地方創生を実現することを目的とします。

(2) 補助対象者

本補助金の補助対象者は、以下の①から⑦の要件をすべて満たす者です。

① 以下のいずれかに該当する者

ア 新たに起業する者

令和8年4月7日以降、令和9年1月末日（補助事業期間完了日）までに、個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者。

※既存事業と異なる新たな事業を行う法人の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行う者を含みます。

イ 事業承継を行う者

令和8年4月7日以降、令和9年1月末日までに、事業承継により個人事業又は法人の代表者となる者。

ウ 第二創業を行う者

令和8年4月7日以降、令和9年1月末日までに、第二創業（同一法人が既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むこと）を行う個人事業又は法人の代表者。

② 居住要件

静岡県内に居住している者、又は本事業の完了日までに静岡県内に居住することを予定している者であること。

※静岡県外から転入する場合、完了日までに住民票を静岡県内へ異動する必要があります。

③ 事業地要件

富士市内で起業、事業承継又は第二創業を行い、かつ同市内で事業を実施する者であること。

※法人登記又は個人事業の開業届出を富士市内で行う必要があります。

④ 法令遵守

法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

⑤ 反社会的勢力等の排除

申請を行う者又は設立される法人の役員等が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。

⑥ 中小企業要件

みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等）でないこと。

⑦ 伴走支援及び状況報告

本補助金の応募から採択後の事業実施期間において、富士市地域産業支援センター（以下「Beパレットふじ」という。）の伴走支援を受けること。また、事業開始後5年間はBeパレットふじへ決算状況等の報告を行うこと。

(3) 補助対象事業

補助対象事業は、以下の①から⑥の要件をすべて満たす事業です。

① 事業分野と要件

新たに起業する者：富士市が定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業であること。

事業承継又は第二創業をする者：地域課題の解決を目的とした社会的事業であり、Society 5.0関連業種（AIやIoT等の未来技術を活用した新たな社会システムづくり等）等の付加価値の高い産業分野において、デジタル技術を活用した事業であること。

【地域課題とは】

地域において、次に掲げる分野に該当する課題のことです。

ア 保健・医療・福祉の増進

イ 子育て支援

ウ 防災・減災対策

エ まちづくり・地域活性化

オ 環境関連

【社会的事業とは】

次に掲げる全ての事項に該当する事業のことです。

社会性：地域社会が抱える課題の解決に資すること。

事業性：提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

必要性：地域課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの提供が十分でないこと。

デジタル技術の活用：起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。（例：キャッシュレス決済、Web予約システム、ECサイト、オンライン接客、業務効率化ツールの導入等）

地域連携：地域の関係機関（金融機関、商工会議所、商工会等）と連携して実施することが見込まれる事業であること。

② 実施場所

富士市内で実施する事業であること。

③ 実施期間内の事業

令和8年4月7日以降、令和9年1月末日までに実施（開業・設立）する事業であること。

④ 許認可

許認可が必要な事業については、事業完了日までに許認可を受けたことを示す書類を提出できること。

⑤ 公序良俗

公序良俗に反する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等）でないこと。

(4) 補助率・補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：200万円

※ 予算の範囲内で交付決定を行います。

※ 補助金は精算払となります。事業完了後の検査を経て、額が確定してからの支払となるため、事業期間中はつなぎ資金を自己調達する必要があります。

(5) 補助事業期間

交付決定日から令和9年1月末日まで

※ この期間内に契約・発注・納品・検収・支払の全てが完了した経費のみが対象となります。

※ 事前着手は原則認められません（交付決定日前の経費は対象外）。

(6) 制度の成り立ち及び規制について

本支援金は、国（内閣府）の「地域未来交付金」を活用した事業です。そのため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の国の規定が適用されます。

(7) 補助対象経費

以下の①から③までの条件をすべて満たす経費を対象とします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、補助事業期間内に支払が完了する経費
- ③ 証拠書類（見積書、発注書、納品書、請求書、振込受領書等）によって確認できる経費

【主な対象経費科目】

科目	内容・留意点
人件費	本事業に直接従事する従業員に対する賃金（代表者や役員の人件費は対象外）。
店舗等借料	店舗・事務所・駐車場等の賃借料、共益費（敷金・礼金・保証金は対象外）。
設備費	店舗改装費、機械装置・工具・器具・備品の購入費（汎用性の高いパソコンや車両等は対象外）。
原材料費	試作品・サンプルの製作に係る経費（販売用商品の仕入れは対象外）。
借料	機械装置、器具備品等のリース・レンタル料。
知的財産権等関連経費	特許権等の取得に関連する弁理士費用等。
謝金	専門家への謝金等。
旅費	事業遂行に必要な旅費（視察・販路開拓等）。
外注費	業務の一部を第三者に外注する経費（内装工事、システム開発等）。
委託費	業務の一部を第三者に委託する経費。
マーケティング調査費	市場調査費用等。
広報費	パンフレット作成、Webサイト制作、広告掲載費等。

【対象とならない経費の例】

- ・不動産購入費、車両購入費
- ・汎用性が高く目的外使用が容易なもの（パソコン、タブレット、スマホ、カメラ等）

- ・ 公租公課（消費税、印紙代等）、振込手数料
- ・ 不動産の敷金、礼金、保証金、仲介手数料
- ・ 飲食費、交際費
- ・ 借入金の利息
- ・ 他の補助金等と重複する経費

2 事業の流れ

(1) 事業の流れ・スケジュール（予定）

- ① 事前相談：令和8年5月～6月中旬
 - ※ B eパレットふじへ必ずご相談ください（必須）。
 - ※ B eパレットふじのコーディネーターが事業性などを確認します。
- ② 公募申請：令和8年6月1日から6月30日
 - ※ 申請書類一式をB eパレットふじへ提出してください。
- ③ 審査：令和8年7月上旬から中旬
 - ※ 書類審査およびプレゼンテーション審査を実施します。
- ④ 交付決定：令和8年7月下旬
 - ※ 採択者へ交付決定通知を送付します。これ以降、事業（契約・発注）に着手可能です。
- ⑤ 事業実施：交付決定日～令和9年1月末日
 - ※ B eパレットふじのコーディネーターが伴走支援を行います。
 - ※ 定期的にB eパレットふじのコーディネーターと面談が必要です。
- ⑥ 中間報告：令和8年11月10日
 - ※ 中間状況報告書をB eパレットふじへ提出してください。
- ⑦ 完了報告：事業完了から30日以内（もしくは令和9年2月10日のいずれか早い日）
 - ※ 実績報告書および証憑書類を提出してください。
- ⑧ 確定検査・補助金支払：令和9年2月～3月
 - ※ 検査により補助金額を確定し、精算払を行います。

(2) 審査・選定

外部有識者等を含む審査委員会において、以下の項目に基づき審査を行います。なお、選定は予算の範囲内で行います。

- ① 社会性：地域課題に対して、提供する商品・サービスを通じて解決できる事業であること。

- ② 事業性：提供する商品・サービスから得られる収益によって、補助事業期間終了後も継続的な運営が可能な事業であること。
- ③ 必要性：現状の地域課題に対して、課題解決に資する商品・サービスの提供が十分ではない、又は利用しにくい状況にあり、その必要性が認められる事業であること。
- ④ 地域連携：市、商工会・商工会議所、金融機関、支援機関等、地域の機関・団体等と連携して実施することが見込まれる事業であること。
- ⑤ デジタル技術の活用：起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用している事業であること。

(3) 交付決定・事業実施

採択者には交付決定通知書を送付します。

※ 事業内容や経費配分を変更する場合は、事前に市の承認が必要です。

(4) 中間報告

中間状況報告書とそれまでかかった経費の明細を提出してください。

※ 10月末日までの経費の確認を行います。

(5) 実績報告・補助金の支払

事業完了後、実績報告書に領収書等の写しを添えて提出してください。

※ 市職員等が完了検査を行い、適正と認められた経費について補助金を交付します。

(6) フォローアップ（事業終了後）

事業状況報告：事業完了年度の翌年度から5年間、事業の実施状況報告が必要です。

財産処分制限：取得価格が単価50万円（税抜）以上の財産は、法定耐用年数内において、市の承認なく処分（売却、廃棄等）できません。また、その際の財産について、残存価格を有している場合は、返納となる場合があります。

3 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年6月1日（月）～6月30日（火） 17:00必着

※ 持参または郵送により提出してください。

(2) 提出書類

以下の書類を正本1部、副本（コピー）5部を提出してください。また、電子メールにて電子データも提出してください。

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
 - ※ 地域課題の分析、解決策、デジタル活用詳細、資金計画等を記載。
 - ※ Beパレットふじのコーディネーターの確認（サイン）が必要。
- ・ 住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ・ 納税証明書（市税等の滞納がないことの証明）
- ・ (既に法人の場合) 履歴事項全部証明書、定款の写し、直近の決算書
- ・ (既に個人事業主の場合) 開業届の写し、直近の確定申告書
- ・ (事業承継・第二創業の場合) 既存事業の概要が分かる資料、廃業届（承継の場合）等
- ・ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）
- ・ 誓約書（様式第4号）

(3) 提出先・問合せ先

富士市産業交流部産業支援課地域産業支援センター（Beパレットふじ）

〒417-0058 静岡県富士市永田北町3-3

電話：0545-52-6777

E-mail：sangyou-center@ex.city.fuji.shizuoka.jp

URL：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1035070000/ka_ki.html

4 留意事項

(1) 移住支援金との併用

東京圏（条件不利地域を除く）から富士市へ移住し、本起業支援金の交付決定を受けた場合は、「移住就業支援補助金」の対象となる可能性があります。希望者は必ず事前に富士市総務部シティプロモーション課へご相談ください。

(2) 情報の公表

交付決定者の氏名、事業所名、事業テーマ、事業概要等は、富士市ホームページ等で公表されます。

(3) 不正受給への対応

虚偽の申請や、事業の実態がない場合等は、交付決定の取消及び補助金の返還の請求を行います。